

第二のセーフティーネット

求職者支援法案国会提出

2月14日、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職支援に関する法律案」(以下求職者支援制度)が国会に提出されました。

現在、失業後に再就職できない等により生活に困窮した場合、最後のセーフティーネットとして生活保護制度がありますが、この制度は、利用し得る資産、能力等すべてを活用した上で、それでもなお困窮していなければ対象になりません。このため、雇用保険と生活保護の間にある第二のセーフティーネットが必要となりました。政府は、2009年度から雇用保険を受給できない方に対して緊急人材育成事業を実施してきました。しかし、この事業は緊急の时限措置であり、2010年に閣議決定された「新成長戦略」では、求職者支援制度の創設は2011年度に実施すべき事項とされました。

JAMも2011年春季生活闘争・政策制度要求に、重点課題として「恒久的な求職者支援制度の確立」を掲げています。

求職者支援制度は、雇用保険を受給できない

求職者に対し、就職に必要な職業能力を高めるための訓練を実施し、その求職者が一定の条件を満たす場合には、訓練中の生活を支援するための給付を支給し、あわせてハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援を行うことにより、求職者の早期の就職を支援する制度です。

制度創設にあたり、労働政策審議会・雇用保険部会では、労使ともに「財源は国が全額負担すべき」と主張してきました。しかし、「歳出増・歳入減を伴う施策を新たに導入等する際は、原則として恒久的な歳出削減・歳入確保により、それに見合う安定的な財源を確保する」という財源確保ルール(ペイアズユーゴー原則)が2010年6月に閣議決定されたため、財源は、国庫負担1/2・私たちが保険料を支払っている雇用保険制度から1/2を拠出することになってしまいました。

法案では2011年10月から施行される予定です。

